

中央防災会議
「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」（第1回）
議事録

平成22年4月26日（月）
全国都市会館「第2会議室」

開 会

○越智参事官 それでは定刻となりましたので、ただいまから「中央防災会議『地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会』」の第1回会合を開催いたします。委員の先生方には、本日は御多忙のところ、また、週初めの月曜日の午前中にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、内閣府地震・火山・大規模水害対策担当参事官の越智でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、お手元に配付しております委員名簿に従いまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。皆様の左手側から順にさせていただきます。

石川委員です。

大川委員です。

栗田委員です。

佐藤委員です。

高橋委員です。

田中委員です。

田村委員です。

河田委員です。

星野委員です。

武藤委員です。

宗片委員です。

室崎委員です。

森地委員です。

吉井委員です。

なお、本日、永山委員と矢田委員は御都合により御欠席でございます。

それから、本専門調査会の座長は、中央防災会議専門調査会運営要領第2により「調査会に座長を置き、会長の指名する者がこれにあたる」とされております。中央防災会議会長であります内閣総理大臣の指名によりまして、この専門調査会の座長は河田委員をお願いしております。

それでは、審議に先立ちまして、大島副大臣からごあいさつを申し上げます。副大臣、よろしく

お願いします。

大島副大臣挨拶

○大島副大臣 おはようございます。内閣府副大臣の大島でございます。「中央防災会議『地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会』」の初会合に当たり、一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様には、委員就任をお受けいただきまして、誠にありがとうございます。本日は御多忙の中、出席を賜りまして、心より感謝申し上げます。河田先生には座長をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

最近、平成16年の新潟県中越地震、そして、平成19年の能登半島地震、平成20年の岩手・宮城の内陸地震など、地方都市を中心に比較的大きな地震が頻発して、多くの地域が被害に見舞われております。これら被害を伴う地震は日本全国どこでも発生することが予想され、政府としても速やかな対応を行う必要がございます。先ほどございました新潟県中越地震、岩手・宮城の内陸地震で発生した中山間地における孤立集落の問題、そして、昨今の地方都市を中心として発生した地震への対応より、さまざまな課題が今、明らかになっています。その一方で、各地の取組みにおいて有効な対策として生かすべき教訓が得られているところでございます。委員の皆様には、これまでの豊富な御経験・御見識を基に、昨今の地震への対応より得られた課題や教訓等につきまして、今後、活発な御議論を進めていただき、充実強化すべき対策や支援方策についてとりまとめた成果を御報告いただくことをお願い申し上げます。

先ほど、チリの外務大臣が私のところに来ていただきまして、今回、チリで発生した地震では500人の方が亡くなられて、二百万人の方が被災に遭ったそうなんです。地震の被害よりも津波の被害の方が多かった。今回、日本にいらっしゃっていただいて、いろいろと意見交換をすると、日本の防災の知識とか経験を生かしたいということをおっしゃられました。1つには地震の早期警戒システムについて興味を持っていたり、チリでは日本の方式の地上波デジタルが入るので、そこに地震予知情報を乗せられたら、などという話もしておりました。私たちの日本国内で、今まで先生の皆様に御議論いただいたさまざまな知見が諸外国の方からも利用したいという声が多いものですから、是非、これからこの地方都市等における地震防災のあり方に関しても皆様の御所見を伺わせてください。

私も政治家として、地元の昔の歴史をよく調べることがあるんです。そうしますと、大きな地震ではないんですけれども、例えば大正時代か、昭和時代の初めぐらいか、幅が500mぐらいで、長さが1kmの範囲内だけ家屋がほとんど崩壊したなどという地震があったりもして、なかなか大きな地震とは違って、本当に局所的なそういう災害もあるかもしれないとも思うんです。今回は、そういう局所的な災害よりももう少し大きな地震で、地域の被災されたときのあり方、あるいは予防について皆様からいい御意見と意見交換、そして、専門的な知識を私たち政府のところに届けていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○越智参事官 副大臣、ありがとうございました。

○大島副大臣 私はもう少しいます。

○越智参事官 わかりました。

それでは、次に当方の出席者の紹介をいたします。

大森政策統括官です。

長谷川官房審議官です。

中島参事官です。

田尻参事官です。

青木参事官です。

岡村企画官です。

西口企画官です。

それから、関係省庁よりも出席いただいております。

内閣官房より田村参事官です。

防衛省より浅野国民保護・災害対策室長です。

消防庁より横田防災課長です。

警察庁より三木災害対策室長です。

厚生労働省より吾郷災害救助・救援対策室長です。

国土交通省より須見災害対策室長です。

それでは、これからの進行は河田座長にお願いしたいと思います。河田座長、よろしくお願いいたします。

座長挨拶

○河田座長 初回ですので、ごあいさつをさせていただきます。

この地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会ですけれども、先ほど大島副大臣からのごあいさつにもありましたように、阪神・淡路大震災以降 15 年の間に全国各地で地震が起こっております。被害を伴う地震が 90 回を超えておりまして、平均 2 か月に 1 度、地震に見舞われているという、この日本でございます。また、日本で起こらないときには海外で起こるということで、今年も 1 月、あるいは先月もハイチあるいは中国で大きな地震が起こっております。

御承知のように、我が国にはわかっている活断層、あるいはきちっと調べなければわからない活断層が合わせて約 1 万あると言われております。そのどれが動くかというのは、まさにロシアルーレットのような形になっておりまして、決して安全な地域はないわけでございます。

今回のこの専門調査会のタイトルにも「地方都市等」という字が書いてございますが、これは決して地方都市だけに限定するのではなく、日本全国至るところで起こる地震に備える対策をここで皆さんのお知恵を諮って決めていこうというものでございますので、よろしくお願いいたします。

ます。

以上、簡単ですが、ごあいさつに代えさせていただきます。

それでは、まず審議に先立ちまして、座長代理について申し上げます。中央防災会議専門調査会運営要領第8により、座長があらかじめ座長代理を指名するとされています。座長代理として、田中委員を指名させていただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。

○田中委員 はい。

○河田座長 それでは、よろしく願いいたします。

それで、まず、本専門調査会の審議に当たりまして、審議の公開・非公開について、御意見を伺いたいと思っております。

私の方としましては、非公開で議論したいと考えております。

幾つか理由がありますが、まず、この阪神・淡路大震災以降 15 年間、いろいろなところで地震が起こっておりますが、すべてがうまく対応できたわけではありません。ですから、その反省に立ちますと、ネガティブな情報がたくさん出てまいります。それをいかに次にうまくいくようにするかという工夫をここで考える委員会でございますので、例えば個人情報の保護の問題等もありまして、具体的な名前を出さざるを得ないような局面も出てこようかと思っております。そういった個人のプライバシーへの配慮等も含めまして、非公開にさせていただきたい。

それから、同時に、委員の活発な議論、特に具体的な問題点などが指摘できなければ困りますので、そういったことから非公開にさせていただきたいと思っておりますが、委員各位、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員賛同)

○河田座長 それでは、原則非公開ということで進めさせていただきます。

なお、資料につきましてはできる限り公表いたしますし、議事概要を速やかに公表すること、必要に応じて座長のブリーフィングを行うことなどにより、マスメディアへの対応を適切にすることにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これからの議事要旨、議事録についてですが、議事要旨については、同運営要領6により、調査会の終了後速やかに作成し公表すること、また詳細な議事録につきましては、同運営要領7により、調査会にお諮りした上で一定期間を経過した後に発表することとされておりますので、そのとおりにしたいと存じます。

なお、審議中にはかなり不確実なことも多く、議論される中で、各委員に自由に御意見をいただきたいため、審議内容については、発言者を伏せた形で作成したいと思っておりますが、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

(委員賛同)

○河田座長 特段の御異議がないようなので、今後そのように取り扱わせていただきます。

本日お配りした資料について、すべて公開することとしたいと思っております。

それでは、議事に入りたいと思っております。まず、本日の資料について事務局からの説明をお願いい

たします。

資料説明

○越智参事官 まず、資料説明の前に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。上から順番に、議事次第、座席表、委員名簿、その下に、資料1-1、1-2、1-3、資料2-1、2-2、それから、資料3がございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速、資料の説明に入らせていただきます。

まず、資料2-1を出していただきたいと思います。「近年発生している地震の概要」ということで、皆さんよく御存じのところもありますが、さっと振り返ってみたいと思います。

1枚繰っていただきます。「1. 近年発生している地震」というものが書いてあります。

先ほど、河田座長からのお話にもありましたように、我が国の活断層について、文部科学省の地震調査研究推進本部ではさまざまな取組みをやっておりまして、全国で重要なもののうち110の活断層を指定して、現在調査を行っておりますが、相当数の活断層が日本全国にあるということが言われております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、ここで公務のため、大島副大臣は退席いたします。

○大島副大臣 皆さん、よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

(大島副大臣退室)

○越智参事官 それでは、続いて御説明いたします。

ここに書いてあるのは、阪神・淡路大震災以降の地震についてでありまして、人的被害を伴う震度6弱以上の地震が、19回発生しております。15年で19回でありますので、平均しますと1年に1回以上はどこかで起きているということになるわけであります。

4ページをお願いいたします。ここ最近の平成16年以降の主要な地震につきまして、被害等について整理しておりますが、これから先、5ページ以降では、上から5つの地震につきまして概要をざっと説明したいと思います。

まず1つ目であります。5ページをごらんください。新潟県中越地震であります。平成16年10月23日発生、マグニチュード6.8、最大震度7が新潟県川口町で起きております。人的被害も死者68名を数えるということで、地方で起きている中では、最近では最も多いものになってございます。

6ページは、その震度分布であります。

7ページには特徴を書いております。人的被害、負傷者等も入れまして4,873人。住家被害も12万棟を超えるという被害でありました。それから、本震に加えて、その後、震度6以上の余震が4回も発生したということで、被災者にいろんな不安を与えたということでもあります。

それから、中山間地域特有の土砂災害も発生して、多数の孤立集落が出たということで、山古志村では、全村避難が実施されたということでもあります。

避難所生活の問題もたくさん出ております。ピーク時には10万人を超える避難者が生じているわけですが、その後、避難生活に伴って災害関連死などの問題が生じております。

事業への被害であります。生活基盤でありましたコイの養殖業とか闘牛等の開催について、いろいろと影響が出ているということでもあります。

8 ページ以降、更にもう少しポイントを入れて御説明したいと思います。

まず土砂災害の発生でございますが、その表にありますように、約 4,000 か所の土砂災害が中越地震の中では起きています。これは地震の直前に台風 23 号で 100 ミリ以上の雨があって、その後大きな揺れがあったということで、このような事象が生じているということで、50 か所以上の河道閉塞、天然ダムができたということでもあります。それに伴って排水対策も実施されたわけですが、その天然ダムの決壊の危険性のため、避難勧告が出された集落もあったと聞いております。

孤立集落への対応でございますが、61 の集落が孤立したということで、9 ページの方にその一覧表が載っております。61 集落のうち 25 集落において 1,000 人以上が防災ヘリ等で被災地から避難所へ救助・搬送されたという事実がございます。

今度は被災地の特徴であります。10 ページですが、山古志村では、被災から 5 年経った平成 21 年においても、住民の帰村率は 63% 程度となっております。全村避難から徐々に戻っていても、まだそこまでしか達していないということでもあります。

今度は避難時の問題ということで、11 ページであります。避難所が不足した。指定避難所以外の場所にも多くの避難者が避難したということでもあります。役場前とか、ビニールハウス、河川敷、指定されていない公民館等へ 1 万人を超える人々が避難したというようなことで、避難所不足等についても指摘されております。

12 ページは、その避難にも関係しまして、災害関連死ということで、避難生活上の問題も出ております。震災直後にどこに避難していたかということを示すグラフが右側にありますが、黒く塗られている部分「車の中」という方がこれだけのウェートを占めております。納屋とか倉庫等の中、それから、野宿をしたという方もおられます。こういう方々を合わせますと、約 50% の方々がこのような避難の形態をしておったということもございまして、エコノミークラス症候群により死亡する事例なども認められたということでもあります。

13 ページの方ですが、避難生活も長期化するということで、さまざまな試みといえますか、やむを得ずというところもあるんですが、自宅周辺でのテントとかユニットハウスを避難所として提供する「分散型避難所」などが試みられているところであります。

14 ページであります。生業への被害ということで、これは先ほど説明しましたように、ニシキゴイが大量に死んでしまったというようなこと。それから、乳牛、肉用牛等につきましても避難をする過程で死亡したり、そういうような被害が出ているというようなことでもあります。

15 ページですが、今度は救援物資の問題であります。そこに棒グラフと折れ線グラフがありますが、棒グラフは避難者数を集計したもの、折れ線グラフは救援物資量を集計したものであります。避難者数がピークから減りつつある中で、ペットボトルとか紙おむつなどの救援物資がぐんぐん増えてきております。左側の写真には市役所の 1 階に山積みされた救援物資であります。これらの仕分け作業に大きな支障が出たということも指摘されております。

今度は被災後の対応になりますが、16 ページを見ていただきますと、廃棄物が大量に発生したと

いうことであります。上の表の一番右側の列に何か月分のごみ・廃棄物が一度に出たかということに記載しております。これを見ますと、1年以上のものが出ている。川口町では、毎月出る分から推算しますと23年分の廃棄物が出たというような推計値になってございます。これらの処理が大変難しい問題があったということでもあります。

17ページであります。被災地の産業を活性化する「弁当プロジェクト」というものです。小千谷市で、地元の弁当業者等に被災者向けの弁当を発注することによって、雇用の維持に役立てたといった、地域のことを考えた「弁当プロジェクト」というものが提案されて、実際に動いていった。

なお、中越沖地震では、これが更に進化しておりまして、復旧業者の弁当を受注するというようなことも併せて活動として行われたということでもあります。

以上が中越地震関係のものであります。

18ページからは、平成17年3月20日発生の福岡県西方沖地震であります。これはマグニチュード7.0、福岡市を中心に大きな被害を受けたわけですが、中でも玄界灘に浮かびます玄界島に被害が集中したということでもあります。

19ページは、その震度分布でございます。

20ページをごらんいただきたいと思えます。この西方沖地震の特徴ですが、玄界島で全島避難が行われたということで、地震発生当日に自主避難によりまして全島避難が実施され、九電記念体育館へ避難したというようなことでもあります。

島への復帰にあたっては、島民参加型の復興をしたというようなことでもあります。

それから、戻るまでの避難所生活のストレス軽減化ということで、プライバシーの確保を目的とした間仕切り設置とか、避難所への診療所の設置というような取組みが行われたということでもあります。

福岡においては、1999年と2003年に水害があつて、そのときに避難所運営について阪神・淡路大震災の経験を随分勉強されたということで、その勉強の成果がこのときの避難所での対応に活かされたというような話も聞いてございます。

21ページであります。これは玄界島全体で214軒中107軒が全壊して、全島避難したというようなことで、その数表を載せております。

それから、復興の関係でございます。22ページには、その時系列の取組状況をずっと書いております。3月20日に地震発生して、4月25日に仮設住宅の入居開始があつた。その後、5月21日から島民総会というものを5回ほど開きまして、その後、話がまとまって、平成18年3月16日に家屋の解体工事に着手して、これがいわゆる復興事業に着手したというようなことになっております。この過程の中でワークショップを行ったり、さまざまな取組みが行われているということが23ページの方にもう少し詳しく書いております。説明は省略させていただきます。

それから、避難所でのストレス軽減化ということで、24ページに避難所での主な対応を記載しております。居住環境の改善とか、健康相談、健康体操、感染症予防、ボランティア、医療体制の整備等、いろいろな取組みがこのときもされております。

25ページからは能登半島地震であります。これは平成19年3月25日発生、マグニチュード6.9

ということで、能登半島の各市町を中心に、震度6強、6弱の地震が襲ったということでもあります。

26 ページは、その震度分布であります。

27 ページに、この能登半島地震の特徴を書いております。高齢化の進んだ地域が被災したということでもあります。

それから、伝統産業とか中小企業の被災が大きかった。特に輪島塗、商店街、酒造業を中心にとということ。

それから、地震が度重なっている中で、被災経験のある市町村による、あるいは県の支援があったというようなことでもあります。

それをもう少し具体的に数字で説明いたしますと、28 ページに高齢化率を書いております。震度6強以上の揺れを観測した市町村では、輪島市が 35.2%、穴水町で 34.9%と高い高齢化率になっております。また新潟中越地震の山古志村が 39.7%、岩手・宮城内陸地震の栗原市は 31.1%という高齢化率であります。

このようなところで地震が起きますと負傷者率が高くなっておりまして、高齢者の判断力とか行動力と被害との、ある程度の因果関係があるということが言われております。

29 ページは避難所での健康管理活動についてですが、体操をすとか、あるいは巡回して住民の健康相談を行う医療チームとかが活動したということでもあります。

なお、輪島市の門前地区では要援護者が 370 人おられたということですが、安否確認を4時間で終えておりました。民生委員などが日ごろから各世帯の状況を色分けした地図などを持って確認しており、速やかにそういうコミュニティの中での連携が取れたというようなことが言われております。

30 ページには、さまざまな応援チームが駆け付けて、健康管理活動の対応をしているという一覧表でございます。

31 ページですが、写真にありますように、輪島塗の全事業所のうち、78 の事業所が全半壊したということで、大きな被害を受けている。地場産業に打撃を与えたということでもあります。

32 ページですが、これらに対しての中小企業の復興支援についてであります。能登半島地震被災中小企業復興支援基金ということで 300 億円ほどの基金が積み立てられて、輪島漆器とか、酒造業とか、商店街の3業種を能登地域の代表的な地場産業と位置づけて、基金によりまして重点的な支援を行ったというようなことでもあります。

それから、県外の自治体による支援ということで、33 ページになります。全体を十分に網羅できていないと思いますが、左の方に応援内容と、応援県・市がこれだけあったということで、県・市の連携が取れているという状況でございます。

34 ページに移ります。今度は新潟県中越沖地震です。これは平成 19 年 7 月 16 日発生、マグニチュード 6.8、震度6強が新潟県柏崎市や刈羽村、長岡市でも起きているということで、震度分布が 35 ページであります。

36 ページですが、特徴についてであります。まず1つは復興途中での被災であった。3年前の中越地震からわずか 40km の震源のずれであって、復興途中でまた被災したということでもあります。

柏崎市におきましては、3年前に震度5弱を受けておりますし、砂丘の地域に揺れが生じておりますので、液状化などの現象も起きて、被害を大きくしたというようなことも言われております。

それから、この中越沖地震では、中越地震の教訓を生かした対応がさまざま行われているというようなことであります。

原子力発電所が被災したというのも特徴的なものでありますし、自動車部品メーカーの被災ということで、これは皆さん御存じだと思います。自動車のピストンリングの会社が生産停止に陥って、平成19年7月期の自動車生産数が十数万台減ったということで、これは国の鉱工業生産指数にも大きな影響が出たということでもあります。

それから、商店街の被災ということで、37ページにその被災状況を載せております。

38ページですが、柏崎市内の中心商店街の復旧状況であります。被災前には店舗数が254件ありましたが、約1年後に249件に復旧したということでありまして、廃業したお店もあるようですが、ほぼ戻ってきたということでもあります。

あと、物資調達の改善ということで、これも大きなポイントがあります。39ページをごらんください。下の方に3つほど大きな〇が書いてあります。トラック協会の物流のプロを仕分けに派遣した。被災地外に必要なものを混載し、直接、避難所に配送した。それから、輸送業者による配送センターを設置したということで、いずれも発災後、速やかにこういう対応が行われてきているということでもあります。

40～41ページの方には、原子力発電所等の被害の状況を載せております。

それで、この発電所の被災によって風評被害が発生したというようなことでありまして、これにつきましては41ページに書いてあります。これは一つの事例であります。イタリアのサッカーチームが来日中止になった。左下の枠囲いの方の下3行を見ていただきますと「安全性についても問題の無いことを理解して頂く様、公的機関と同一歩調をとり説得に努めて参りましたが、クラブ内の各レベルからの反発が強く、やむを得ず今回のジャパンツアーを中止することと致しました」というようなことで、このような風評被害も出ているということでもあります。

それから、ごみ処理施設にも被災がありましたので、廃棄物処理の遅れが問題となったというようなことであります。

42ページですが、一元的な被災者生活再建支援ということで、被災者生活再建支援台帳システムというものが導入されました。人、家、被災状況を、住民基本台帳や固定資産税台帳、それから、被害調査に基づいて、データベース化することで一元的に管理したということで、各種支援業務の効率化が図られたということでもあります。それから、きめ細かい支援とか、均一かつ公平なサービス提供が可能となったというようなことで、行政の方でかなり前に向けた対応ができるようになったということが一つの大きな特徴かと思えます。

今度は5つ目の岩手・宮城内陸地震であります。43ページをごらんください。平成20年6月14日発生で、マグニチュード7.2で、岩手県奥州市、宮城県栗原市で震度6強の地震であったということでもあります。死者・行方不明者は23名を数えました。これも大きな被害が出たということでもあります。

震度分布は 44 ページになります。

45 ページが特徴であります。これは中越地震と同じように土砂災害が多発したのですが、地すべり量につきましては栗駒山の火山灰、それから、雪解け時期の終わりに当たった、直下型で縦揺れが起きたというようなことで、たくさんの地すべりが発生したというようなことであります。

それに伴って孤立集落等も発生し、天然ダムもできたということでもあります。

46 ページをごらんください。これは対策の事例であります。天然ダムができましたので、二次災害防止のために、ポンプとか排水路等の排水作業が応急的に行われました。

47 ページをごらんください。道路寸断による孤立集落の発生ということで、302 人の方が孤立したということでもあります。ほかの地域も入れますと、ヘリコプターにより救助された方は 340 人に上るということでもあります。

ヘリコプターの運用であります。48 ページに円滑な運用ということで、ヘリコプター運用調整班というものがつくられました。それに基づいて、その枠囲いの中にありますように、9 つの活動内容を通じまして運用を図ったということでもあります。これも今後に向けての一つの大きな指標になるのではないかと思います。

49 ページ以降は時系列にそれぞれの地震でどう対応したかというものを書いております。これらについては省略させていただきまして、59 ページにその総括的な表がございます。5 つの地震を横に並べまして、それぞれ比較項目につきまして縦に並べております。

まず、自衛隊派遣要請であります。少し色の付いたところではありますが、横に見ていただきますと、地震が発生してから、早いところでは 36 分後、遅くとも 3 時間 9 分後ということで、早い段階での自衛隊派遣要請が行われた。

政府現地連絡対策室等の設置につきましては、そこには 5 時間、7 時間と書いてあります。新潟県中越沖地震では、時刻は 20 時 30 分でありますので、10 時間 20 分ぐらい経って連絡室が設置されているということでありました。なお、西方沖地震では政府の連絡対策室等は設置されておられません。

災害救助法の適用決定時期であります。そこを見ていただきますと、10 時間以内でおおよそ適用がされている。

それから、ボランティアセンターの立ち上げであります。翌日あるいは 3 日目というような形で立ち上げられておるところであります。

応急危険度判定の実施の時期も大体 10 日以内、応急仮設住宅の建設着手も 10 日以内ぐらいにできている。

それから、入居開始は 1 か月ぐらいして入居が行われているというようなことで、少しずつばらつきはありますけれども、大体タイミング的には似たような形で取り組まれておることでもあります。

以上が、近年発生している地震の概要であります。

続きまして、資料 2-2 を出させていただきたいと思っております。この専門調査会における論点素案ということでありまして、検討の論点につきまして事務局で整理できる範囲でやっております。

検討の論点として、大きく8点を掲げております。「1. 趣旨」のところは飛ばさせていただきますして「2. 主な検討項目と論点」のところから8点ほど説明させていただきます。

1つ目の論点は孤立集落対策であります。これについては、事務局では3つの視点を挙げております。

1つ目の視点は「孤立集落における情報確認、伝達手段の確保」であります。全国には孤立集落の可能性のあるところが約1万7,000とも1万8,000とも言われております。こういう中で初動に遅れが出るのが懸念されておまして、通信機器の整備に取り組んでいる自治体も増えてきてはおりますが、まだまだだというような調査結果も出ておりますし、せっかく設置した通信機器も使えなければ意味がないということで、これらについての取組みを挙げております。

なお【検討項目】のところは、黒ボツを入れて箇条書きで書いておられますが、これは例示的に示したものでありまして、これにこだわらずにさまざまな観点から御審議いただければと思っております。衛星携帯電話の話とか、防災行政無線の話、それから、更に住民が容易に利用できる情報伝達手段の検討などがあるかと思っております。

それから、孤立集落の2つ目ですが、平時の備えであります。現在、大体「自主防災組織」の整備率が73%ぐらいと言われておりますが、その自主防災組織の有効な活動の仕方等について議論をしていく必要があるのではないかと。地域住民による救助、避難、物資配給等のための自主防災組織を中心とした体制の構築なども重要ですし、孤立化に備えた対策をあらかじめ検討しておくことについて、どのような観点があるか、ということでもあります。

孤立集落対策の3つ目ですが、土砂災害への対応であります。交通の不通とか、集落の孤立化とか、天然ダムの発生による背後地区の水没、あるいは下流の地域で不安が募るといったことに対して、どのような方策があるかということでもあります。方策の1つとして、ヘリコプターの活動によるものがあり、それから、二次災害・二次被害に対する方策はどうあるべきか、といったようなことがあろうかと思っております。

次に8つのうちの論点の2つ目ですが、発災時の情報共有と連携であります。これについては視点を2つほど入れております。

1つ目の視点は被災市町村の地震対応ということで、限られた職員の中での人員の適切な配置とか、被害情報の収集、負傷者の救出・救護とか、そういうような作業を迅速に対応する中で、これらについて、どうすれば円滑な対応が図れるかというようなことを論点として挙げております。今までの被災経験市町村の発災時から行われた各種対策について時系列でまとめてみるということも一つの方法かと思っておりますし、それについての改善があればどうすればいいかというようなことも議論していただければと思っております。

それから、発災時の情報共有の2つ目ですが、被災市町村との情報共有と支援であります。なかなか被災市町村のみでの対応には限界があります。国とか都道府県等の支援とか、その情報共有がどうあるべきか。それから、平時の協力連携体制がどうあるべきか、というようなことかと思っております。

8つのうちの3つ目の論点で、情報発信と広報であります。情報を受ける、あるいは共有すると

ということもありますが、いかに情報を発信していくかという問題があるかと思えます。これらについて、広報の問題、それから、それを具体的にどのようにやるかというような対応の問題があるかと思えます。

8つの論点のうちの4つ目ですが、避難生活対策であります。

物資調達、供給対策が、避難生活対策についての1つ目の視点であり、発災時には大量の救援物資の管理が必要となってまいります。少ない人数で対応するのは極めて困難であります。4ページの方をごらんいただきたいと思えます。上の方に書いておりますが、最近では宅配便業者とかコンビニエンスストア等の民間のロジスティックスを活用して、これらに対応するといったようなことが有効な場合もあるということで提案されたりしておりますし、仕分けとか管理等において民間の力をお借りするというようなことも言われております。現物備蓄と流通備蓄の問題、民間の有効活用・ノウハウの活用等の問題について整理をしていく必要があるかと思えます。

なお、支援物資に対する対応の中には、「原則断ろう」というような対応も一部出ているように聞いておりますので、これらについての具体的な考え方の整理も必要かと思えます。

避難生活対策についての2つ目の視点の避難者のプライバシー、高齢者対策、乳幼児対策、健康管理等対策について、福祉に配慮した工夫とか、高齢者にも使いやすい施設設備が必要であると言われております。それから、福祉避難所という本格的な施設でなくても、一般の避難所において福祉に配慮した避難生活空間を提供するといったようなことも言われております。

いずれにしても、避難生活が長期化することによって、体調管理などのさまざまな課題が出てきておりますので、それらの仕組みについてどうするべきかというようなことを審議いただきたいと思えます。

8つの論点のうちの5つ目ですが、今度はコミュニティの再建の問題であります。全村避難とかで集落単位で市街地への避難を行わざるを得なかった、地区ごとに避難しなければならないといったようなこともありますし、復興の段階において経済的理由とか利便性の高い市街地へ移転を希望する住民も多いというようなことで、集落再建、あるいは集落を維持していくことが困難になるというようなことが出てきております。

これらについて、避難期、仮設住宅生活期、再建期という一連の流れを通しながら集落再建を考えていかなければならないというようなこと、それから、コミュニティについても考えていかなければならないであろうというようなことで検討項目として挙げております。

8つの論点のうちの6つ目ですが、産業の再建であります。第1次産業が産業の主体となっている地域も多ければ、あるいは全国的に、経営環境が厳しい地方都市の商店街が、被災によって更に打撃を受けるというようなことについて、事業再建への支援等がいかにあるべきかを議論していただく必要があるのではないかということでもあります。

8つの論点のうちの7つ目ですが、ボランティア活動への支援であります。ボランティアの活動が避難時の生活とか、あるいは復旧・復興に向けての元気づけみたいのところにつながっている。それぞれの地方の特性を踏まえた効果的なボランティアの受入方策というものも一方では考えなければならないというようなことで、地元の受入体制のあり方について、それから、ボランティア

にふさわしい活動場所や内容、受け入れの仕組み、被災地においてこういう有効事例があったというようなことを次につなげていくといったことを整理する必要があるのではないかということでもあります。

それから、8つの論点のうちの最後として書いております、6ページのところです。震災廃棄物対策であります。被災した市町村では、先ほども説明したとおり、相当なボリュームの廃棄物が発生します。これらの処理につきまして、仮置き場の確保とか、民間業者の活用などにつきまして、広域連携も含めて廃棄物処理対策を考えていかなければならない。

一応、こういうような8つの論点を挙げさせていただいておりますので、とりまとめをよろしくお願ひします。

それから、資料3であります、検討の進め方です。

先ほど、地震の概要と論点素案を御説明させていただきました。今後、それぞれの課題、個々に書いてある課題はまだ事務方で整理したものでありますから、御意見を受けまして、また修正や追加などがあるかと思ひます。とりまとめに当たりましては、およそ2か月に1回程度、開催させていただいて、今のところ10回ぐらいでとりまとめをお願いできればと思ひてお願ひしておりますが、それも議論の中で決めていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○河田座長 ありがとうございます。

最後にありましたように、10回程度でこの課題を取り上げて、それぞれテーマごとに皆様のお知恵を拝借して、改善策あるいはどう備えるかということについての御議論を提言の形でまとめていく、というふうな形になろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今、事務局から非常に内容の濃い御説明をいただきましたので、最初の過去の地震災害での御報告に対する質疑、あるいは今の論点の素案に対する皆様の御専門の立場からの御意見等をいただきまして、これ以降の専門調査会での検討のベースをつくりたいと思ひてお願ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

座長からのお願いでございますが、委員会で一度もしゃべらずに帰るというふうなことはやめていただきたい。これはやはり重要な委員会でございますので、委員会にわたって2回無言で通されると、次は委員を交替していただくというふうなことも私、座長として視野に入れてお願ひしておりますので、活発な御意見をいただきたいと思ひてお願ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

どなた様からでも結構ですので、挙手をして議論を進めたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

審 議

○今の論点素案として8点お話しいただいたんですけれども、私、これを見ていて、例えば民間企業の活動というものは、先ほどの地震の災害の例でも中越沖地震で非常に物資調達において企業の連携がうまくいったというお話もありましたし、実際、民間企業というものは、この物資調達にお

いて出てきましたし、あるいは廃棄物対策のところに出てきたと思うんですけども、これは迅速性という意味と専門性という意味では、この民間企業の活動は非常に重要だと思うんです。例えばロジスティクスもそうですし、土木の関係もそうですし、廃棄物の処理でも、住民サービスでも、企業の力というものは広く借りる必要があると思いますので、この民間企業との連携という項目を1つ別項目として立てられたらいかがかと思えます。

もう一つは「(7) ボランティア活動への支援」についてですが、支援というものは非常に受け身で、そういう外からのボランティア活動をどう受け入れるかという論点はありますけれども、非常に知見のあるボランティア団体、市民活動団体があるわけです。そこの連携という形で、もう少し市民活動団体のノウハウをいかに連携で使わせていただくかということで、この7番目は「ボランティア活動への支援」というよりは「ボランティア活動との連携」というふうに項目を修正いただいた方がいいのではないかと思います。

2点申し上げました。

○ありがとうございます。早速の御意見をいただきました。

確かに、例えば新潟県中越地震でも、大企業の子会社であり、多くの従業員を抱える地元企業が立ち行かなくなったということがありまして、地元の経済に与える影響だけではなくて、その大企業本体の経営にも非常に大きな影響を与えたということがわかっております。特に中小企業のBCPが余り進んでいない現状から考えても、これはやはり少しきちっと考えてもいいのではないかと思います。

そのほかはいかがでございますか。

○まず、この委員会で検討する範囲というものをお聞きしたいと思うんですけども、この8点の中身を見せていただきますと、応急対策が多くなっているというふうに感じます。それ以降の再建ということでは、コミュニティ再建と産業の再建というものが1つ項目に挙がっているわけなんですけれども、もう一つあるとすれば、被災者の生活再建という三本柱と、それから、インフラの復旧、ライフライン、住宅を含めた復旧というようなものが入り込んで、一つバランスが取れるかなというふうに思います。ですので、この専門調査会では応急を中心に検討するということであるのか、それ以降の復興も含めて検討するということであるのかの時系列的な検討範囲みたいなものをお示しいただければと思うんです。

まずお考えをお聞きして、議論したいと思えます。

○どうぞ。

○事務局の方から答えさせていただきます。

応急の話もたくさん出てくるんですが、例えば通信の問題、市町村のBCP的な体制のあり方といった、あらかじめどういう体制を取っておかなければならないかという、いわゆる予防の話もこの審議の中に我々としては入れさせていただいております。あと、復旧・復興については、例えば産業再建とか生活再建みたいな話は議論になりますけれども、インフラの復旧についての話はどこまで議論できるかというのは、今の段階で即答はなかなかできないところではあると思えます。

整理しますと、予防、応急、それから、産業とか生活の再建、この辺りまでは幅広く議論してい

ただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○よろしゅうございますか。

○はい。

○そのほか、いかがでございますか。

○私は九州からまいりましたけれども、やはり被災した後の集落の再建とか、被災地に戻ってもらうということが地方都市は非常に難しいものですから、是非、復旧のところまで入れた議論をしていただきたい。特に住宅再建ですと、地方都市の集落では都市計画区域に入っていないものですから、住宅再建をやろうと思っても、農林のいろんな事業の中でついでに宅地を整備することしか議論できなく、いわゆる公営住宅の建設のような議論をなかなか地方ではできない。事業制度によらない復旧対策のあり方を地方都市、特に農村地域とか漁村地域をどうするかということのを是非議論していただきたい。

それから、インフラについて、確かに道路は非常に大事ですけども、地方に行くと、離島が多い。離島は港湾施設がインフラの主になるわけで、港湾をどのように維持していくかは非常に大事な話です。特に九州では津波が余り起こっていませんので、津波対策などがゼロに等しい港湾施設もあるわけです。これらをどのように考えていくかということのも、是非、この際、整理していただきたいと思います。

○ありがとうございます。そのほか、御意見はございませんでしょうか。

○基本的な考え方と、それから、細かい話とを分けてお話ししたいと思います。

1つは、基本的に大都市の場合ですと、もっと安全な町につくろうとか、違う格好に再興しようという話があるんですが、地方の場合とはとにかく現状を復旧するというところに手いっぱい、発想がそちらの何かやらなければという方向にはなかなか向かわない。こういうことを我々はどう考えていくのか。勿論、山古志村などの中山間地の話と、酒田の火災があった後のやり方とか、それから、観光地はどうするのかとか、基本的に復興するときの基本方針みたいなものがどうなのかというのが気にかかるということが第1点でございます。

もう一つ、基本方針に関わる場所は、この中で今までの教訓ということで、どちらかという、いい話をずっと並べてくるといいというような発想になりがちなんですが、そもそももっとよくするやり方、特に時間軸上の話をもっと早く対応できなかったのかということは、被災を受けた方から見ると非常に実感としてあると思うんです。対応している役所の方から見ると、一生懸命やっているのにという発想があるので、なかなか、もっとよくするという格好になりません。特に時間の話はそんな気がします。これが基本方針に関わる場所です。

それから、細かい話は、例えば交通関係で言いますと、中越地震の当初、地元の運輸局のトップから聞いた話ですが、数日経って運送業者にお願いした。その前は、ひたすら市町村で何の物資をどこに置いたかというのをパソコンに入れた。そのことがすごく役に立って、自動車社会なので、渋滞も余りないから、どこにあるということさえわかれば効率的に動けて、その後、受け渡しも非常にうまくいったという話がありました。それから、電気がないときに高速道路のSAとかPAとかに、ハイブリット車を持ってくれば明かりとかのレベルでは結構役に立つ。それから、高速道

路上は少し離れたところでも役に立つので、そういうところはもう少し使えなかったんだろうかなどという議論を聞いたことがあります、これも自動車社会特有の問題かと思います。

もう一つは、インフラの話をどこまでやるかという話があったんですが、地方鉄道が被災を契機に廃業に追い込まれることは非常に心配でございます。水害で高千穂鉄道が廃業になりました。これはバス会社も同じで、地方の公共交通とか医療というものは通常でもぎりぎりのところでやっておられるので、何かダメージがあるとすると、そこからなかなか立ち上がることは、今の制度では難しい。そういう意味では、今のリスクテキングの制度が十分なのかという話は、こういうときの機会に議論しておいた方がいいかと思います。

最後にもう一点だけ、治安の話はなかなかプライバシーの話もあって、こういうところの書類には出てこないんですが、神戸のときにもいろいろありましたし、それから、山古志村も、しばらくして行ったら、村の人たちがゲートをつくって、そこでずっと見張っている。この先進国で、警察力もしっかりしているところで、被災した人たちがそういうところでやっていたらいけない。また、そこにだれがそんな悪いことをしに来るのかと言ったら、東京から大量に盗人が来るという、こういうのを我々はどう考えるか。治安にもいろいろあるかと思います。

そんなことが気になりました。

○ありがとうございました。

事務局、何か御意見はありますか。

○単なる復旧なのかということではなくて、よりよくするにはどうするかという視点も当然、この中で議論をしていただければと思いますし、そういう点が逆にないと元気の復旧・復興につながらないというようなことでありますので、是非、そういうことも審議していただきたい。

インフラの話で、先ほど中途半端なことを言ってしまったんですけれども、確かに玄界島で復旧・復興をすとなれば、それに伴って関連するインフラの整備みたいな話も当然出てくると思います。そういう部分については、復旧・復興過程においてどのような方向性があるのかというものを是非、御提案といいますか、御意見をいただければと思います。

それから、治安の話とかまだまだ抜けている部分が論点の中にはあると思いますので、今日いただいた御意見を踏まえて、また皆様方にお諮りして論点を整理したいと思っております。

○ありがとうございます。どうぞ。

○まず初めに、関係機関の皆さん方に大変御苦労いただきました。間もなく丸2年になろうとしておりますが、懸命に復旧・再生の道を歩んでおります。この会議にふさわしいかどうかはわかりませんが、私が直接感じたのは、市民との、被災者の方々との話し合いの中で一番困ったのは建物です。要は半壊か、全半壊か、全壊かについて、それぞれルールが決まっております。19点はだめ、20点はいいとか、あるいは39点はよくて、40点はだめとか、そういうものに対して、目視で行い、最後は実際に設計値が入って、きちっと技術者が入ってやるんですけれども、それに対する不平不満がものすごく大きい。ここら辺りのルールをどこか見直す必要があるのではなかろうかということ、過去の震災を受けた市長も皆、同じことを言っておられます。そこら辺に対する考え方をここでは議論できるんでしょうか。そこら辺りを諮っていただきたいと思います。

○私見でございますが、こういう建物の被害の判定というものは、勿論、丁寧にやればいいわけですが、被災戸数によって随分時間がかかってしまっただけで対応が遅れるということも問題になりますので、その辺の資源がそういう応急被災度判定等に使えるかということに依存するかどうかというんです。この問題は地震の被害の規模が大きく影響するということです。それから、地元市町村の職員の方に被災度判定をしていただくという意味では客観的な、ある意味では公平・公正な判断が要ります。余り主観的な判断を入れてしまうと非常に判断そのものにクエスチョンマークが付いてしまうということがあって、訓練された方が適切に判断できるような判定システムを構築しなければいけないということは間違いございませんので、その辺のあり方についての議論はやってもらいたいです。よろしゅうございますか。

○わかりました。

○どうぞ。

○情報技術の活用ということでひとつ御検討されたいかがかということで申し上げます。

我々は大きな被害を受けまして、その後も訓練を重ねて即時に対応できる体制を整えているわけですが、一番困るのが、発災直後からすぐに対応しなければいけないんですが、そのときにどの程度の被害が起きているだろうかというところを瞬時に判断しないといけない。それで、各団体の防災計画等は最大のもので計画しておりますけれども、どこでどういうものが起きるかというのはそれぞればらばらでございますので、そのときにどうであるかというのは今の技術を使えばかなり正確に予測できるのではないかとこのうな気がいたします。

それから、水害などにつきましても、大河川はこの程度の雨が降れば数時間後にこうなるであろうというシステムができておりますけれども、中小河川についてはまだまだそこが進んでいないというところがございますので、ここもまだまだ開発の余地があるのではないかと考えております。

もう一点なんですけれども、当県の方は総合防災情報システムというものを整備いたしました。それで、他の自治体もどんどん整備をしつつあるような印象を受けております。この辺のところをインターフェースがうまく取れるようになれば更に活用できるのではないかと考えておりますので、今後の御検討をお願いいたします。

○ありがとうございました。およそ半数の委員から御意見をいただいたんですが、あと残りの委員の方がおられます。席順が決まっておりますので、●●委員から御意見をいただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

○私は土砂災害の方を担当しておりますけれども、土砂災害というものはどうしても山の奥で起るので、情報としては多分、最後に入ってくるということになります。実際に見てみますと、例えば天然ダムにつきましても全部が把握できるというのはかなり時間がかかるということでありまして、それは1つには多分、災害対策のメインというものは市町村になっておりまして、市町村が基本的には何でもやっておりますけれども、実際には限りがあります。県とか国で、土砂災害の場合には、大きな土砂災害に対しては新しく法律ができて、国が調査を行っていただくということになったのですが、やはり国と県の分担をもう少し基本的に変えていかないと、市町村で何でもかんでもというのは事実上不可能に近いことだと思っております。非常時にはもう少し国と県の分担を

もっとうまくできないのか。

もう一つは、土砂災害に対してはやはり情報を早くということです。基本的に山の方は道路がほとんど使えなくなってしまうということで、資料ではヘリコプターを使うということになっていきますので、これは非常にいい手だと思えますけれども、どういうふうにするか。あと、ヘリコプターも全国にたくさんあるので、余り集まっても困るかと思うんですが、運航上のルールというものも必要かと思っております。

あと、天然ダム形成後の雨に対しても、避難の問題とか、それに対する避難所の開設とか、いろんな問題があるんですけれども、大きな問題はやはり、もう少し制度的に国、県、市町村の分担というものを考えていかないといけない。だんだん財政も市町村とかは悪くなっていますので、例えば道路の復旧にしましても、国とか県、市町村で分担は決まっていますが、小さな道でも通ればいいので、そういった道をうまく早く活用して山に行けるとか、そういった方法を考えれば、必ずしも国道を早く広げなくても、復旧しなくても、暫定的な方法というものは幾つかあると思うんです。そういった非常時にはまた別の運用法というものは考えていただければと思います。

○どうもありがとうございました。

事務局、よろしゅうございますか。

○はい。

○それでは、●●委員、いかがでございますか。

○私は、医療とか、福祉とか、そういう、人を見る専門から意見を申し上げます。

まず論点の整理の中では「(4) 避難生活対策」の「②避難者のプライバシー、高齢者対策、乳幼児対策、健康管理等対策」に関係することかと思いますが、ここでは用語としては出ておりませんが、要援護者ということで、例えば障害者とか高齢者にいかに対応するのかに関しましては、特に避難支援ということではかなり全国的にもきちんとした体制が取れるようになってきたと思います。

ですが、次に進むべきところとして、避難に支援を要するという人を中心ではなくて、障害者とか高齢者など、既に生活機能が低下している人に対してどうするのかという観点に次に広げるべきであります。

そして更に、実は災害の前においては健康でいらっしゃっても、災害をきっかけとして生活機能が低下する。そういうことを、予防するという観点に広げる必要があると思います。

例えば今、私どもは生活機能という観点で、障害者団体と一緒にいろんな調査をやっているんですけれども、約 5,000 人の調査で災害時に、避難に関しての不安があるという障害の種別の方もいらっしゃいますが、むしろそうではなくて、避難に関しては問題ないけれども、避難所の中の生活には非常に具体的にいろんな問題を、不安を感じているということも明らかになっております。

これに関することをして、国連の障害者権利条約というものがございまして、今、これは障害者団体も含めてその内容の実現に向けて様々な検討をなされていますが、その中の 11 条に災害のときの対応ということがうたわれております。障害者・高齢者にどう対応するのかというのはかなり緊急の案件として対応すべきことかと思えます。

具体的な対策として福祉避難所とか要援護者班が言われておりますが、福祉の面の必要性を強調するということはいいことなのですが、実は生活機能が低下している人、しやすい人というのは、同時に医療的な関与もかなり積極的にやらなければならないんです。実際に障害者自身もそれを心配していらっしゃるんですが、どうも福祉的な面だけで、医療のことがきちんと関与されていないというところで、実際に問題も生じております。

この他様々な人をめぐる課題があり、是非、もっと御本人の状態を中心として災害時の対策がどうあるべきなのかということを考えていただければと思います。

その際、人を中心にして考えていきますと、実はいわゆる専門家だけではありませんで、関与する方たちはたくさんいらっしゃいますので、その方たちにそういう観点を是非御理解いただきたいと思えます。論点の「(2) 発災時の情報共有と連携」ということに関しまして、時間系列でどういふうな人の、どういう状況に関して注意を払うべきか、ということを経験系列で提示していただくのは非常にいいことかと思えます。

最後ですが、大きな災害のときにはさまざまところから援護が入るわけですが、それらも含めて多くの人々がそのときに何を基準として動いたらいいのかということでもかなり混乱を生じます。是非、どういうところで起きても、基本となることについて、一つの規範をつくっていただくと、突然、知らぬ土地に支援に行った人たちも非常に効率よく動けるのではないかと思います。

以上です。

○たくさんのお指摘、ありがとうございました。

それでは、●●委員、いかがですか。

○3点ぐらいございます。1つは情報発信とか広報というところですが、先だつての駿河湾沖地震のときにボランティアの仲間が現場に入って、被害のあったところを周知しながら巡回しました。何を周知したかといいますと、もしり災証明が必要な場合には役所に行かなければいけませんとか、被災した後の対応について少しまとめたものがありましたので、それをお配りしていただいたという中で、り災証明という言葉自体も御存じなかったり災者の方がいらした。静岡でもそうなのかと思いました。

ですから、この情報発信とか広報において、被災した後、どう対応するのかということは非常に重要なポイントではありますが、被災する前に前項に出てくる自主防災組織などの活動の中に、これぐらいの言葉はやはり周知しなければいけないのかとかそういう、住民がやはり日本に住む限り、これぐらいのことはやはり最低限知っておくべきことがあるのではないかと、起こる前の話にも言及していった方がいいのではないかと考えました。

2点目が、避難者のプライバシーとか高齢者対策とかという項がありますが、これまでさまざまな検討会等で避難に関してはいろいろ議論されてきて、1つは避難を早目にした方がいいとか、少し遅れた場合には自宅にとどまった方がいいとか、2階にいた方がいいとか、そんなような議論を、避難ということに対する動機づけみたいなのも含めて、されてきたと思えます。今回、避難生活のところに入っていくということで、非常に期待はしておりますが、私どもが見てきた数々の災害現場では、とても健康体操の前にならなければいけないことがたくさんあるのではないかと

う方々も実際におられたということですから、このところを避難所の総合的な問題として非常にこの議論が進んでいくことを期待しているということです。

ただし、避難をすとかしないとかという判断のうちに、実際に避難所に行くということの間の移手段についてもどこかで検討しなければいけなくて、いろんな方々がお見えですから、その移動ということに対してもここで言及できるかどうか。そういうことも考えていかなければいけない。

最後ですが「(7) ボランティア活動への支援」ということで、先ほど●●委員でしたか、ボランティア活動との連携ということをした方がいいのではないかと御意見をいただきまして、私もそういった当事者としてその方がいいのではないかと考えます。

この文章で、上から5行目でしょうか、「こうしたことから、ボランティアの活用事例等被災地域での教訓を踏まえ」という文章がありますけれども、そもそもボランティアを活用するという言葉が適切かどうか。この中央防災会議においてこういう言葉が出てきますと、これは憶測ですけれども、ボランティアをどう活用するかという、安く上がるみたいなことにつながってくるのではないかと。

やはり、今までにこうした災害救助が適用されたような大規模災害で、ボランティアがいないという現場は全くなかったわけで、しかも何千人、何万人と行っていただいた力が被災者の復旧・復興のかなり大きな励みになっているというふうに自負しておりますが、阪神・淡路大震災がボランティア元年と言われ、そろそろ15年経つわけですから、やはりこの充実を考えた場合には、ボランティアの活動事例等ということがさらっと流せるような、そんな言葉遣いでも少し気になってしまって、余談ですが、お話しさせていただきました。

具体には、おいおい、お話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○ありがとうございました。●●委員、お願いします。

○それでは、3つほど触れさせていただきたいと思います。

1つは、地方都市等における地震防災の地震の範囲というものは、やはりある程度設定をしておかないと、対策というものを考える上では厳しいだろうと思います。今までのお話を伺っていると、東南海・南海地震のような大規模災害時の地方都市を考えているのではなくて、どちらかといいますと、そこが単独で被災したような事例を考えていらっしゃるようだという気がいたしました。それでいいかどうか、後で御確認いただければと思います。その前提の下で考えるならば、1つはやはり、どれぐらい国が制度をある程度見直すのかということの議論は1つ出てくると思っています。

今、何人かの委員から出ておりましたけれども、やはり実際に被災市町村に入りますと、制度が大変複雑で、全体像をつかむのは難しい。そこに政府の連絡調整室の役割も大きく寄与しているわけですが、それでも少しわかりにくい。あるいは連絡室というパターンはありますけれども、規模によっては現地災害対策本部もあり得るかもしれない。その辺の国の体制というものは少し明示的に議論をしていただけないのかという気がいたしました。

同じように、外部資源という言い方が適切かどうかはわかりませんが、民間あるいはボラ

ンティアというような表現が出ていました。今まで行政が全部丸抱えでやっていることの限界は出てきているわけで、そういう意味ではどこまでをきちんとお願いしなければならないのかとか、どこが連携を取るのかという整理まで踏み込むのかどうか。これはなかなか難しいと思いますけれども、そこは一つの論点だろうと思っています。

あとは、基本方針の話の中で今後御議論いただければと思いますけれども、やはり右肩下がりの社会ということが大きい一つのトレンドになっている中で、実は地方都市とは何ぞやという議論は片方ではあると思いますが、要は多様性なんだと思うんです。産業にしても、人口構成にしても、それから、トレンドにしても、さまざまな多様性を持っている場所だということだと思います。それでは、その多様性に対してどういう対策が適切なのかという議論が多分必要だろうという気がしています。

先ほど基本方針という話が出ていらっしやいましたけれども、多分、1つの基本方針ではだめだということなんだと思うんです。あるいは先ほどのわかりやすい制度ということと言いますと、やはり復興基金という仕組みというものが1つあるけれども、同時に何らかのいろんな諸制度を少しツールとして、いろんなオプションに併せて使いやすい形にするという発想も多分あるだろうというような気もしていました。

初回なので、やや広目の議論をさせていただきました。

以上です。

○ありがとうございました。

阪神・淡路大震災以降、非常にたくさんの地震災害が起こっているんですが、結論は、大は小を兼ねないし、小は大を兼ねないといいますが、それぞれがやはり違うんです。ですから、今、●●委員がおっしゃったように、東海・東南海・南海地震のような大規模地震が起こったときの自治体の対応というよりも、単独でそこが被害を受けた場合を中心として議論するのか、という御質問があったんですが、多分、それをやったとしても、そうは簡単ではないと思うんです。ですから、やはりここで議論をしなければいけないのは、要するに標準的な対応のメニューだと思うんです。それで、そこを出したら、次はそれぞれの自治体の地域防災計画できちっと色づけをしていただくということがとても大事である。ですから、この専門調査会の提言が単に国でとまるのではなくて、やはり自治体のところでそれをどうするかということもやっていただいて、そこでセットになるという考え方が要るだろうと思います。

それから、これは残念なことに、幾ら準備をしても災害直後の混乱というものは避けられないと思うんです。むしろ、そこに資源を投入するよりも、全体の被害を少なくする予防と、それから、やはり生活再建を中心としたそういう復興のメニューといいますが、そこを充実して全体としての被害を少なくするといいますが、これはやはりサステイナブルといいますが、要するに持続可能な社会というものは、基本的には、今、持っている大事なものを失ってはいけないということだと思うんです。その筆頭が命と住宅なんですが、それ以外にもっと大事なものを災害で失わないような仕組みというものがやはり全体としてきてくるのではないかと思いますので、そういう考え方で個々の問題を議論することが大事ななと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に●●委員、お願いできますか。

○皆さんを拝見しても女性が多分3人ぐらいしかいないと思うんです。それだけ防災や災害復興の領域というものは男性の分野なんだと思っております。そういう意味で、実は仙台でも宮城沖地震が大変高い確率で発生すると言われておりまして、私どもの団体ではちょうど2008年に、災害時における女性のニーズ調査という調査をいたしました。仙台市に住む女性たちを対象にしたものではあるんですけれども、それと併せて、宮城県の中でも、先ほどからお話がありましたように地震が起きておりますので、地震を体験した女性たちにもいわゆる聞き取り調査をしたということで大体まとめて、仙台市の場合は800人ぐらいの女性たちのアンケートをまとめております。

そういう中でお考えいただきたいんですが、女性というものは大変多様な暮らし方をしております。恐らく、男性と比べると違う生活をしている方が多いと思うんです。子育てをしておりましたり、介護をしておりましたり、そういったさまざまな環境で暮らす女性たちから出てくる、いわゆる不安とか心配とかといったものは大変多様です。そういったものにどういったサポート体制を組んでいったらいいのかということが、まず、行政の責任でもあると思うんです。具体的に言いますと、例えば女性で夫を介護しています。それで、実際に避難が必要になったときに、夫を連れて避難はできませんというときに、それではどうしたらいいのかという、大変個別的なんです、切実なんです。これは障害児を抱えている母親たちが、障害児は避難所にはなかなか連れていけないというような、やはり混乱しますし、ほかの人たちにも迷惑をかけるだろうというような、これも具体的ではありますが、大変切実です。こういった問題をどのように解決していったらいいのかということも一つ大きな課題だろうと思います。

今回、この論点の中では、災害が発生して、その後の対策ということが中心に盛り込まれておりますけれども、発災以前に、いわゆる行政にすべて依存することはできないということは私どもも十分認識しております。そのときの自助・共助といったものをどう構築していくかということとは、例えば地域の中で助け合うということさえもできないという地域もたくさんあります。ですから、そういった意味でのいわゆる市民の中、あるいは住民の中のお互いの助け合いの体制とか、意識の啓発とか、そういったものはされているようでなかなか難しいと思います。ですから、実際に自分たちがどのような形でお互いに協力し合って助け合えるだろうかということからまずスタートさせていくということが、いざとなれば力を発揮するのではないかというようなことも考えておりました。

大体、そんなところですよ。

○ありがとうございました。それでは、●●委員、どうぞ。

○個別の項目につきましては、また検討の中身に入ったときにいろいろ申し上げさせていただきたいということで、今日は全体に対するコメントだけをさせていただきます。

大は小を兼ねないとおっしゃって、私はそこが非常に極めて重要なことだと思うんです。必ずしもそうではありませんけれども、従来、首都直下とか、阪神・淡路大震災とか、やはり大規模、あるいは大都市中心の視野で地震対策を見てきた。あるいはそういうことを踏まえて制度がつくられているような部分もある。要するに、そうしますと既存の制度で、なかなか地方都市の災害にじ

っくり対応できていない部分はたくさんあったのではないか。むしろ、そこをどう考えるかという意味で言いますと、「地方都市等」の「等」も重要なんですけども、やはり地方都市というキーワードが一番重要で、地方都市の特殊性、あるいは個別の問題が何かということをしっかり見極めて、それに対して十分、今の行政が対応できていないところをフォローするということだろうと思っています。

そういう意味で言いますと、●●委員が多様性と言われたのはそのとおりでしょうし、その前に孤立性というものもあるでしょうし、あるいは地域密着性とか、資源省略性。特に資源省略性ということで言いますと、自治体の体制そのもの、能力も極めて弱いと思っています。それで、まさにそういう中でどうすべきかということ議論していかないといけないと思っているところであります。そうしますと、やはりうまくいった経験というよりは、先ほど少しり災証明の話が出ましたけれども、り災証明の話は地方都市固有の問題なのか、全体の問題なのか、という仕分けも必要でしょうけれども、そこでこういうことは困ったという声はすごく重要で、やはり既存の仕組みで地方都市で解決できない問題は何かという、やはり困難の問題とか問題点をまずできるだけ洗いざらい出してみるということだろうと思います。

2つ目は、それとは別に、今度は大都市と地方都市の地震の対応の違いは一体どういうところにあるんだろうか。要は、地方都市の固有性というものはどういうふうに引き出していくのかということだと思えます。先ほど新潟中越地震で家の前に小さな掘っ立て小屋といいますか、そういうものができたという話がありましたけれども、それは多分、地域の土地との結びつきが地方では非常に強い。そういうところを切り離して、大量に仮設住宅団地をつくる方法が本当にいいんだろうか。そうしますと、むしろ自宅の敷地の中、自力仮設とか、あるいは公営住宅についても、要するに非常に小規模分散型のそういうシステムが要るのかもしれない。

そうしますと、いわゆる住宅再建のプロセスの中でどういう違いが出ていて、そういう中でどういう新しい問題が出てきたかというようなことについて、違いに少し重視したような整理をしていただきたい。時系列的な整理も必要ですけども、少し空間的といいますか、大都市と地方都市、あるいは地方都市でも平地と山間部というようなことで区分けをしながら、問題点の整理をすると問題点が明らかに出てくるように思いますので、そういうことを踏まえて是非検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○ありがとうございます。それでは、●●委員、お願いします。

○幾つかあるわけですけども、具体的なところから最初にお話しします。

1つはやはり命の問題というものがある意味、一番焦点が当たるところだと思えますが、それに関連して、先ほど●●委員もおっしゃったところですけども、やはり生活の質とか、あるいは運悪く、その中で亡くなる方なんですけど、特に震災関連死と言われる人たちがたくさん出るんです。私も高齢者になったので、自分のことでもあるわけですけども、普段、持病を持っている方が悪くなるケースがあって、それで運悪く亡くなる方も結構いらっしゃる。

これは認定の問題とか難しい問題はたくさんあるわけですが、震災関連死、あるいは震災後に体

調を崩して、亡くなりほしくないけれども、相当、機能障害が起きるとか、そういう人が多いと思うんです。その辺の問題は、地方都市に限らないかもしれませんが、地方都市でかなり顕在化しているのではないかという感じがします。そういう意味で、震災関連死、あるいはそれに伴うさまざまな問題を一つ扱うのがいいかなというふうに思っております。

2番目は広域応援の話なんですけれども、先ほど●●委員がおっしゃったようないろんな地震のタイプによって分けなければいけない。それで多分、今回想定しているのは、今までの御紹介いただいたケースから想定しますと、やはりマグニチュード7前後の地震が特定の市町村、地方都市を襲う。そういうことですから、その地域では非常に大変なことになりますけれども、周辺にはたくさんさんの資源がある。新潟中越沖地震などでは中越地震の教訓を受けて県が非常に強力に支援をしたということもあって、かなりうまくいっているとは思いますが、それでも広域応援が余りシステム化されていないといいますか、そういうところがある。それを都道府県が補っているというところもありますけれども、もう少し体系的に、例えば先ほど広報の話も出てきましたが、広報のスタッフを継続的に、例えば支援するというのは余りちゃんとできていないのではないかと。そこは非常に、広報資源というものは地方都市が普段から弱い点でもあるわけです。そういう意味では、助けられる人が周辺にたくさんいる。特に自治体関係でそういう人がいて、そういう人たちが支援するということはどういうことかといいますと、実はその人たちにとって非常に大きな訓練にもなるわけです。ですから、非常に有効で、両方にとって非常にいいことがあるので、それを是非、システム化する方向で、制度にどのくらいなるかはわかりませんが、そういうことが必要ではないかと思えます。

3点目は、ほかの方もおっしゃったことですが、やはり人口が減少してきて、地方都市はこれからも減少傾向はとまらないだろうと思うんです。そういうものは、多様性がある中でも全体的な傾向だと思えますけれども、そこでの復興戦略というものは、実は事前の対策によって非常に変わってくるのではないかという気もいたしますし、私がこういうことを言うてはいけないかもしれないんですけれども、旧山古志村に1,000億円の復興資金が投入された。それ自身は非常に大きな額だと思いますが、大体、全壊家屋が1棟出ますと、今までの被害を見ていると、直接、間接、いろいろ含めて、大体1億円ぐらいの被害が出るんです。そうしますと、ちょっとした地方都市が被災を受けるとやはり1,000億円単位のお金がかかる。

それは自助の部分もありますし、公的な部分も勿論あるわけですが、そういう金額の大きな投資がなされるということですから、これは災いを転じて福となすというふうにしなければやはりもったいないだろうと思うんです。ですから、その1,000億円を、例えば地方都市でかなり決められるという制度をつくれれば相当役に立つような、これからの生活にとっていいようなまちづくりができるのではないかと思うんです。そうしますと、今までの、原則、元に戻すということではなくて、戻し終わったときには人がいなくなっていたということでは困るので、その辺の使い方をうまくできるような制度設計が必要なのではないかという気がいたします。

最後に少しだけ、先ほど●●委員もおっしゃったかもしれないんですけれども、被災をして、それから、避難所へ行って、仮設住宅に入って、それで復興住宅をつくってという、そういうプロセ

スの中にお金がまたいろいろつぎ込まれているわけですが、これもやはり地方都市の現状を考えると、もう戸建て住宅をみんな持っている。能登半島地震のときにはいろいろ組み合わせると700万円ぐらいの公的支援が住宅再建に使えたということですから、そういう仕組みをうまく活用しながら、先ほどの3番目の話と関連するわけですけれども、やはり税金をうまく使って復興して被災者の生活再建に結び付けるという仕組みがもう少し必要ではないかという気がいたしました。

以上です。

○ありがとうございました。まだ少し時間がありますので、今後の検討の進め方等につきましても議論をいただきたいと思います。

どうぞ。

○さっき言わなかったのですが、すみませんが追加させて下さい。

これはすぐにできるかわかりませんが、検討していただきたい。ここでの議論では災害が起こった後の応急とか復旧の視点であります。事前対策とか平時のところをもう少しできないだろうかと考えています。

1つは、孤立集落対策とか、要援護者の避難とか、いろんな応急対策に、地元はどこにでもある建設業を使えないだろうかと考えています。建設業は地域密着度が高いのと、重機を持っておることと、消防団員を始めとしてある程度のノウハウを持っている職員が居られる。例えば孤立集落の対策とか、要援護者の避難とか、それから、今はやっていませんけれども、被災者の被災家屋からの人命救助とか、いわゆる今までやってきた応急対策の段階からではなく、平時から、それから、人命救助の段階から建設業をもっと有効に使えるような工夫があればと考えます。建設業は、今でもいろいろ総合評価等々で社会貢献とボランティアを求められていますけれども、もっと使い方がある。そういう役目を、建設業も地域貢献を理解しているものですから、うまく使ってやれば地域で存続できると思います。ただし、建設と消防の縦割の問題とか、それから、もし人的な被害を受けたときに、その補償の問題とか、考えることがたくさんありますけれども、地方では使える有力な一つの戦力ですから、是非、その活用を考えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、災害関連死の定義があるかどうかさっき●●委員にお聞きしましたですが、福岡県西方沖地震のときには、避難所の対応は非常にうまくいきましたが、仮設住宅に移ったら、そこからは行政、ボランティアも全く手が引いてしまった。地元の人たちに聞きますと、お年寄りが普段よりも1.5倍、普段亡くなるよりもたくさん亡くなったということです。

そういう認識が行政や地域の方々になかったということです。避難者に対するケアは、集団避難が終わったから終わったということではないことをやはりどこかでちゃんと議論して、その項目を入れていただきたいと思います。

以上です。

○ありがとうございました。

それで、残された時間が少しありますので、今、●●委員から今後の進め方についてということでお伺いいただいていますので、少し御意見をいただきたいと思います。

○資料3を見せていただきまして、今後のこの専門調査会の検討の進め方についてお聞きしたいと

思います。

特にお聞きしたいのは、これからの検討をどのように進めていくのかと、だれがそれをするのかということをお聞きしたいんですけれども、この資料3で、先ほどの論点素案を与えていただきましたし、先ほど、これは標準的なメニュー策定なんだということをお聞きしまして、非常にクリアにここで何をしようとしているのかということがわかったんですけれども、何をまではいいんですが、次はどのようにということなんです。これは今後、例えば国内の災害の事例から分析をして、優れたさまざまな手法を学ぶのか。あるいは例えばFEMAのような既にマニュアルができているところを見て、それは日本にどういうふうに使っていいのかというようなことをするのか。これはどういうふうな進め方をするのかと思いました。

先ほど、私の方で企業との連携ということをもっと本格的に考えた方がいいということをお話ししまして、今、●●委員からも土木の会社をとということをおっしゃっていただきましたけれども、FEMAのことですと、つい先日もお話ししていましたら、FEMAは結局、被災時においてできることというのは、自分たちは企画をして、マネジメントをすることだけなんだ。現場のオペレーションというものは結局、自分たちのようなリソースがないところではできないので、いかにコントラクター、アウトソーサーを活用するかということが自分たちのポイントなんだということをおっしゃって、つい先日、お話を聞きました。つまり、先ほど私は迅速性と専門性と言いましたが、そういったものは企業に任せるということを、それはまさにFEMAのマニュアルの中に入っていることなんでしょう。つまり、どのようにということですが、これは国内の災害の事例から学ぶのか、あるいはFEMAのようなそういった先行事例も参考にしながらしていくのか。どういうふうに進めていくんですかという方法論をまずお聞きしたいということ。

2つ目が、それでは、それをだれがするのか。これは事務局の方でそういったことをされて、ここで提示していただいて、ディスカッションをするという方法を取るのか。あるいは「委員からの知見紹介」と資料3にありますけれども、これは委員自身がこういったものを持ち込むのかということで、ここで聞きしたいのは、どのようにということと、だれがそれをしていくのかという、検討の進め方についての質問です。

○それでは、事務局、お願いします。

○ありがとうございます。

まず、本日さまざまな観点で御意見をいただいております。例えば今日の論点素案では、どうも応急的なところが中心ではないかというふうな形で受け取られているところが多分にあったようなんですが、実は少し書きぶりが全然足りなかったと反省しているんですけれども、予防から応急対策、復旧・復興、それから、インフラの話まで、実は我々の思いとしては一貫通貫で整理ができればというふうに思っておりましたので、そういう観点で言いますと、今日いただきました御意見を反映させていただきますと、多分、この資料3の、あるいは論点素案の項目というところをもう一度再整理させていただきたいと思います。

もう一つは、目指すべきところが、例えば単なる復旧だけなのかというようなところも、更によりよいところをどこまで求めるかということも考えていかなければならないと思っております。

ので、そういう視点も含めて再整理をさせていただくということが1つかなと思っております。

それで、それに基づいてどのように進めていくかということなんですが、その挙げられた項目について、やはり全部一緒くたにしてやるのは効率もよくありませんし、掘り下げもできないであろうということで、整理した項目ごと、あるいは抱き合わせでできるものについては抱き合わせでやるというようなことで、項目ごとに一つ一つを整理させていただいて、最後のとりまとめの前にまた全体をながめながらというふうなことをやっていきたいと考えております。

だれがという話ですけれども、これにつきましては、やはりいろんな事例収集と整理、外国の分も含めて、事務局の方でやることはできます。ただし、実際にどういうふうに行っていたかというきめ細かいところは、やはり体験者とか、その研究を十分にやられた方に、例えばプレゼンテーションをしていただくとかというようなことを、今、考えております。プレゼンテーションの先生方は、本日ここにおられる先生方をお願いする部分もありますし、あるいは委員の先生方から外部の先生の意見を聞きたいというようなお話もありましたら、その旨、準備をさせていただこうと思っております。決して事務局からだけの資料提供ではなくて、例えば●●委員とかに実際の現場でどう対応されたかという話とかはプレゼンテーションをしていただいて、議論していただくとか、あるいはほかの先生方にもお願いをする部分も多分にあるかと思っておりますので、その点については今後の進め方を一つひとつ確認しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○ありがとうございます。

これに関して、委員の方で何か御意見はございますでしょうか。この検討の進め方について、今、事務局の方から御説明いただいたんですが、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○もし可能だったら結構ですが、私の研究所で何人かの人間に調べさせて、いろんな被害を受けたときにどういう予算上のバックアップ措置があるかというのを見ていますと、基本的に決まっている話、激甚法ならできる話、それから、神戸みたいに特別立法でできる話というものがそれぞれあるんですが、どうも見ていますと、歴史的にだんだんやってきたので余り整合性が取れていないように見えるんです。特に公的な施設と私的な施設で、私立の病院はだめとか、私立の学校はだめとか、例外的にはあるんですけれども。もう一つは、どうも基本的には、国が自治体を支援するという考えに立っている。それで、個別のものは極めて例外である。これは交通施設とか、あるいは住宅とか、農家とかが入っているんです。

多分、そんなことを網羅的に考えてくるようなチャンスがなかったのではないかと思うんです。せっかくこういう中央防災会議みたいなのがあるとすると、それを一度、すぐ直すのは難しいにしても、見ておいた方がいいかなと思いますので、もし可能なら、ハードのいろんな施設に対して、どういう法律で、どういうものが対応できるのか。それから、ソフトのバックアップはどういうふうに行うことができるのかということを一整理しておいていただくといいのかなという気がします。

○どうぞ。

○今、いただきました御意見を踏まえて、事務局で可能な限り、整理はしてみたいと思います。

○どうぞ。

○今回、私どもは震災を受けて、その日のうちに当時の防災担当大臣が現地入りをされた。その判断の結果、審議官と企画官をすぐ置いていただいて、知事も同意して、現地に対策本部会議を置いていただいた。現在 180 回こなしているんですけども、まだ解散しておりません。まだ避難者も 3 世帯残っておりまして、この方が帰るまではどうしても解散できないと思っておりますが、その工事の進捗を、各省庁がいまだに出席していただいて整理していただいています。ですから、1 本の細い道を、どの省庁の工事を先に優先するかという、そういうものが全部、今、意思統一されてやっている体制が非常にうまくいっているんです。

その中から発生して、例えば土砂災害対策法というものが今回改正されました。したがって、首長が判断して、避難指示勧告を災対法 60 条によって出させていただきます。それで出す以上は、住民からは必ず、いつ帰してくれるのか、早く帰してくれと言われるんです。その間、市は補償するのかまで言われます。それだけの厳しいものを首長が判断した。それでは果たして、そこの先に何万トンの水がたまっているのか、その先はどうなっているのか、小さな首長ではとても判断できません。そこのところを今回、法改正されて、国の責任において県ともども調査をし、それを伝達してもらえるとこういうものができたわけです。

そういうふうにして、一步ずつ前へ進んでいくんです。そういうことを是非、私は今回のこういう会議の席で一つひとつ丁寧にやっていただければありがたいと思っております。

○どうもありがとうございました。

閉 会

○河田座長 活発な御議論をいただきましたが、今日、まだ十分発言できなかった点があるという方がいらっしゃると思いますので、後日、事務局の方に御連絡いただければ幸いです。また、本日御欠席の方の御意見も事務局の方から、お聞きいただくようお願いいたします。

さて、今日、いろいろ御意見をいただいたわけでありまして、こういったことを踏まえて、事務局から説明がありましたように、まずは課題と現状の対策を洗い出し、各委員からは御専門分野について御紹介いただきまして、また関係者の意見も把握しながら、具体的解決策を検討してまいりたいと思います。

およそ 2 か月に 1 回、全体で 10 回程度のこの専門調査会の開催を目途に議論を進めていただきたいということでありましたので、審議が円滑に進みますように、御協力をよろしく願いいたします。

これで一応、審議を終了したいと思います。事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。
○越智参事官 河田座長、それから、委員の先生方、大変ありがとうございました。

1 点だけ補足させていただきますと、先ほど委員から「活用」という言葉についてご意見がございましたが、私も気になっていまして、これは上に書いてありますように「活動」ということでさせていただきます。申し訳ございませんでした。

本日はどうもありがとうございました。次回につきましては、現在、事務局から先生方に日程の照会・確認をしておりますので、6月の後半、中下旬で日程調整を改めてさせていただきたいと思っております。早急にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで会議を終了させていただきます。

本当にありがとうございました。

— 了 —